

○風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区のうち知事が指定する地域

名 称	所 在 地	地 域
琴崎八幡宮風致地区	宇部市大字上宇部	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた地域
常盤 〃	宇部市	〃
亀浦 〃	〃 大字沖宇部	〃
岩鼻 〃	〃 大字藤曲	〃
鍋倉山 〃	宇部市	〃
黄幡 〃	〃 大字小串	〃
維新山 〃	〃 大字中字部	〃
錦帯橋 〃	岩国市	都市計画法第2章の規定により定められた地域（錦川左岸の地域（次の図のとおり）を除く。）
江潮 〃	山陽小野田市大字高畑	都市計画法第2章の規定により定められた地域
菩提寺山 〃	〃 大字有帆	〃
縄地ヶ鼻 〃	〃 大字西高泊	〃
龍王山 〃	〃 大字小野田	〃
本山岬 〃	〃 〃	〃
鴻南 〃	山口市	〃
櫛原如意寺地区緑地保全地区	宇部市大字櫛原及び大字如意寺	〃
柳井市古市・金屋伝統的建造物群保存地区	柳井市柳井津	〃

（「次の図」は省略し、土木建築部都市計画課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

○風致保安林のうち知事が指定する地域

所 在 地	地 域
宇部市	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により保安林として指定された森林の地域
岩国市	〃
山口市阿東蔵目喜	〃
〃 阿東生雲中及び阿東篠目	〃